

# VI 子どもの育ちを保障する人権のまちづくり

## 1 はじめに

子どもの育ちを保障する人権のまちづくり

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大により、県人教や各市町村で毎年取り組まれてきた講演会や人権フェスティバル等を縮小したり中止をせざるを得ない状況でした。私たちの取り組みが制約される中、「トイレットペーパーの買い占め」「感染者を受け入れた病院に対する誹謗中傷や医療関係者・その家族への嫌がらせ」「感染者捜しと排除」「行き過ぎた注意喚起行動」「インターネットでの中傷」「ネット環境の有無での学力の格差」等々の姿として社会の人権状況があまりだされました。

このような人権の確保が危ぶまれる状況だからこそ私たちの人権教育・啓発の取り組みが重要になります。各市町村ではこのような状況の中、新型コロナウイルス感染症問題をハンセン病問題や水俣病問題の教訓に学びながら考える人権講座の開催や広報紙・啓発チラシの作成・配布などを通じての啓発活動等の取り組みがなされました。また、集まることに制約される中、子ども・保護者等1000名程度の参加者がある「町の人権子ども集会」のオンラインでの実施を模索し、工夫しながら実施された町もありました。さらに、「部落差別解消推進法」の具体化の取り組みとして、昨年度までに菊池市、合志市、大津町、宇城市、美里町、宇土市、菊陽町、小国町で条例の改正や新たな条例策定がなされました。

た社会状況と社会変化の加速が進む中、「一人も取り残されない」ように、県内各市町村での取り組みに相互に学び合いながら人権が確立されたまちづくりを進めていかななくてはなりません。何かがあったときにくずれない「ひととひとのつながり」や社会制度づくりにも取り組む必要があります。

身体への感染はウイルスが起きますが、心への感染、社会への感染はひとによるものです。「共にどう生きるのか」そのために何が必要なのか考えていきたいと思えます。

熊本県人教では2014年度より「就学前教育」「いのちとくらし」「表現活動と文化創造」という3つの領域を統合し、社会教育部会も参加し「子どもの育ちを保障する人権のまちづくり」としました。それは、「人権のまちづくり」という言葉の広がりによって、子どもたちの置かれている現状は厳しさを増す一方であるという現状認識があったからです。子どもたちは地域に生まれ、地域で育ち、地域で生きていきます。子どもたちの一生、つまり子どももおとなも人権が保障されていくことが「人権のまちづくり」であるということです。先の3つの領域は特に「地域協働」が求められるものであり、「人権のまちづくり」の中心に座るべきものです。ですから、決してこの3領域が一定の成果を得たとか終わったとかいうものではありません。逆に「子どもの育ちを保障する」という観点から、より明確な検証が求められるのです。

私たちがめざしているのは「子どもが元気になるまちづくり」なのです。

## 2 子どもたちの現在

「2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）」から子どもの貧困率（17歳以下）は13・5%、約7人に1人の子どもが貧困状態にあり、格差社会が子どもたちの育ちに大きな影を落としていることが明らかになりました。

2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律では各自治体に子どもの貧困対策についての計画が求められ、熊本県でも2015年（平成27年）に「くまもと子ども・子育てプラン」が出され、子育てに関する幅広いプランが示されました。そこには次のように目的が示されています。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国、県、市町村、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的に広報・啓発活動等を展開していきます。

このような動きを受けて、全国的に際だったのは「子ども食堂」の広がりでした。熊本県内でも複数の子ども食堂が立ち上げられ、「子どもの貧困」を地域の協働により解決しようとする動きが広がっています。

貧困とともに、ネグレクトやDV、虐待など子どもが命が危険にさらされている現実も深刻さを増しています。「令和元年度（2019年度）児童相談所による児童虐待相談対応件数（厚生労働省）」の結果です。

2019年児童虐待の対応件数 193,780件	
内 訳	心理的虐待 109,118件(56.3%)
	身体的虐待 49,240件(25.4%)
	ネグレクト 33,345件(17.2%)
	性的虐待 2,077件(1.1%)
相談対応経路別件数	
警察等	96,473 (49.8%)
近隣・知人	25,285 (13%)
家族	15,799 (8.2%)
学校等	14,828 (7.7%)
児童相談所	9,313 (4.8%)
福祉事務所	8,890 (4.6%)
保健センター等	9,193 (4.7%)
その他	13,999 (7.5%)

子どもをとおして社会を良くしたい。そうするためには、精神的にも肉体的にも、子どもたちが傷つけられてはならない。そのためには、全国4万校、津々浦々に人権教育が届けられなければならない。文科科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 2005年全同教宮崎大会にて

持続可能な平和な社会の礎になるのが、確かな人権文化を体得した子どもたちです。人権教育は未来のための教育であるといわれる所以です。

### 3 (1) 「就学前（乳幼児期）教育」に

部落の子どもたちの教育の機会均等を完全に保障していくこうとする「同和」教育の取り組みの中から、就学前における子どもたちの日常の姿やさしだしてくる事象に目が向けられました。そして、部落差別によって侵害されているくらしの現実や教育的環境が、いかに子どもたちの成長や発達に影響を及ぼしているか具体的に明らかにしていく中で、就学前教育の保障の要求がなされてきました。

1977年に実施され、79年にまとめられた「熊本県部落解放白書」は、小学校入学数か月の時点で部落の子どもたちのさまざまな発達上の課題を指摘しています。集団適応、数の理解力、読み書きの力など、部落差別による生活基盤の弱さや不十分さによって、本来発達すべき諸能力が阻害されている実態が明らかにされました。

「白書」によって明らかにされた現実を、部落差別の結果ととらえた親や青年たちの立ち上がりによって、1982年、矢部町立同和保育所（当時）が設立されました。それは、子育てを「0歳から保

育（教育）の場を獲得し、子どもたちを部落解放を担う主体として育てていく」と考えた学習の深まりの中からちとられたものでした。さらに、いくつかの地域でも保母（当時）の加配等が実現し、これらの保育所を中心に、保育を「家庭養育の補完」という捉え方から教育的環境をうばわれてきた子どもたちの育ちを保障していく「就学前からの教育」として捉え直した実践が生まれてきました。そして、子どもにくらしの現実深く学び、解放を担う主体を育てる保育（教育）内容を創造し、保護者と共に地域へと広げていく「同和保育」実践が県内各地域ですすめられてきたのです。

保育・教育のスタートとなる乳幼児期は、子どもの育ちの基礎を形成する上でたいへん重要な時期です。子ども自身が親や家族、身近な人に受けとめられているという安心感をもつことをめざした実践が着実になされる必要があります。そして、豊かな感性や自己表現力を育んでいくことが大切にされなければなりません。しかし、コロナ禍による社会のライフスタイルの変化により、保護者の子育ては孤立化が進み、家庭や地域の教育力が低下する状況の中で、子どもに対する身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト、子どもを巻き込んだ犯罪の多発など、子どもをとりまく状況は厳しくなっています。さらに、親の不安定な就労状況や生活状況の変化により、食事や睡眠が保障されない子どもたちも増えています。このことは、その後の子どもたちの学力や生きる力を大きく阻むものです。だからこそ、就学前（乳幼児期）の教育を保育所、園だけのものにせず、地域をまきこんだものとして考えていく必要があります。保育所、幼稚園、認定こども園が子育て支援センターとして、学校・園・所と家庭・地域が協働で課題克服に向けて取り組むことのできるネッ

2019年度の虐待相談対応件数は、前年度比約21・2%増という驚くべき調査結果が報告されました。原因はコロナ禍による家庭にいる時間の増加、長期にわたる学校の休校、困窮家庭の増加などが要因として挙げられています。経路別相談件数では、近隣・知人を通しての対応が学校を通しての2倍であることを考えると、地域の役割の重要性が高いことがわかります。

また、2020年は11年ぶりに自殺者が増加し、とりわけ女性と子どもの自殺者の増加が顕著で、子どもの生活環境が危機的な状況に置かれていることが窺えます。

社会的に不利な状況にある子どもたちが安心していきいきと学び、自己実現を図ることができるようにするための地域住民が協働する取り組みを進めていく必要があります。

人権教育が作りだす社会の未来について語られた言葉があります。

トワークづくりを進めていくことが大切です。特に貧困家庭や孤立化する保護者への子育て支援は「人権のまちづくり」の重要な課題です。

### 3 (2) 「いのちとくらし」について

熊本県人教では、健康は人間が生きていくための基盤ととらえ、進路・学力の保障をしていく上で、生きる権利に結びつく、生活を高めていく重要な課題と位置づけて取り組んできました。

この「いのちとくらし」も、就学前教育同様に「熊本県部落解放白書」に提起された健康阻害の実態がその取り組みのスタートになります。「白書」によれば、部落の3人に一人の割合で健康阻害の実態が見られたとあります。1986年県人教研究課題には「こうした出生後の食生活のあり方からくる健康阻害などの問題は、単に医療の問題にとどまらず教育や生産、就労など多くの要素が絡まっているため、総合的な見地から、実践の課題をとらえていかなければなりません。」と書かれています。ここからはじまった「健康」の問題への取り組みは水保病などの公害問題も取り込みながら「自らの生命や健康を守るたたかい」として実践が積み重ねられました。

いないのです。また、今の私にとって、部落差別と闘うことは生活であり、生きるということとです。同じように、病気とうまくつきあうこともくらしであり、生きることです。私は日々爽やかに力いっぱい生きています。これが、わたしの健康です。」との1996年度県同教課題別研究会「『障害』 児教育・健康」での仮谷龍一さんの講演は、私たちの健康意識や捉え方を問い直させました。

この仮谷さんの講演から、病気や「障害」を理由に、子どもたちの心に重いふたをさせ、生きにくくさせている差別の現実を克服し、共に生きていく取り組みをさらに進めなければならぬと提起してきました。新型コロナウイルス感染に関連した差別が多数報告されている今だからこそ、大切にしていかなければならない提起です。

県人教大会でも、学校現場での健康診断、「障害」や「病気」による生きにくさ、進路・就労時の血液検査、教室での健康チェック、性といのち等、多くの実践や提起がなされました。これはすべて「生きることを学ぶ」取り組みであり、私たちは「生き方」を問う視点で『いのちとくらし』を捉えてきました。子どもや親のくらしの現実を見ていく中から、子どもの心とからだを一体のものとして、生活ぐるみでとらえていく必要があります。それは、学校にとどまらず地域におけるさまざまな個人や団体の協働として取り組まれるべき部分もあり、「子どもの育ちを保障する」という視点で「人権のまちづくり」の検証軸のひとつとして組み込んだのです。また、この「いのちとくらし」が提起してきたさまざまな教訓や課題は「共生の教育」の中で、また、「進路保障」や「自主活動」といった中でも確実に継承され生かされなくてはなりません。

### 3 (3) 「表現活動と文化創造」について

「演劇」「まつり」「解放文化祭」などの活動を通して地域の歴史、くらしや仕事と結びついたうたや踊り、太鼓などの文化活動があります。これらの活動は、過酷な部落差別に立ち向かってくらししてきた人びとの生き方から学び、その中にある人間の豊かさや魅力をなかまとともに再発見していこうとするものです。同時に、民衆が真に主体となった人権確立をめざす文化と価値観を創造していこうという人間解放の根源につながる営みです。

部落の人びとをはじめ多くの被差別民衆は、厳しい差別の中でも豊かに人とつながり、くらしを高めるための生活の知恵を生み出してきました。同時にくらしや仕事の中から現在に脈々と息づく豊かな文化や芸能を創り出し、発展・継承してきました。

また、識字学級や文化活動を通して、生きてきた歴史を綴り語る中で、自らの社会的立場を自覚し、市民的権利を奪い返してきたのです。ある母親は、「じぶんのなまえをはじめかいたとき、じぶんが52ねんかんせおつてきたなまえは、こんなじであらわすのかということをはじめして、なんともいえないうれしさでした。」と、自分をありのままに表現することは人が生きていく上で欠くことのできないものであり、自分を解放し豊かにするものであることを書いています。

差別により文字を奪われても、文字社会の中で、差別と立ち向かってきた人びとのくらしの中にある「たくましさ・やさしさ・しなやかさ」を、さまざまな表現活動（言語活動や芸術活動）を通して子どもたちと共に学んできました。

家族や地域の労働・生産・文化・芸能・歴史やく

らしを、表現活動を通して見つめ直すことにより、子どもたちは閉ざしていた心と身体を解放したり、本来持っていた表現力をよみがえらせたりしていきます。他者への想像力を豊かにしていきます。その営みを通して、差別を見抜く感性を育み、差別をなくす行動力を持った子どもへと成長していきます。

熊本でも、各地で行われている識字学級、30年以上にわたって続けられる解放文化祭、阿蘇小国郷に息づく人権劇団「光座」、1997年第49回全同教大会を機に活動が始まったいくつもの人権バンド、地元で語り受け継がれる「来民開拓団の真相」、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権子ども集会における解放高校生への訴えなど、熊本での「表現活動と文化創造」の取り組みは数多くあります。それらは現在も地域を巻き込みながら学びの場、発信の場として継承されています。

表現活動を通して文化を継承し創造することは、自分や家族の生き方・くらしを取り戻すことであり、新たな感性を磨き、人間性をさらに豊かにすることです。自分やなかまを変え、親を変え、地域を変えていきます。「表現活動と文化創造」が「人権のまちづくり」の中で果たす役割は大変大きなものがあります。

## 4

### 地域における人権教育・啓発

部落問題を人権教育・啓発の重要な柱として各自治体や諸団体・諸組織において、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて、学習会・講演会・広報・機関紙等、多様な活動が取り組まれてきました。また、各地で「同和」教育や人権啓発の集中月間・強化週間等の取り組みも展開されてきました。

熊本においても、部落解放・人権確立に向けたさまざまな営みや工夫があり、部落問題についての認識を深め、部落解放をめざして行動する人びとが増えてきました。それは熊本県人権子ども集会・県内各地で行われている人権フェスティバル・解放文化祭の広がりの中で確かめることができます。そのようなか、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図るために、法の制定を求める等の広範な世論も高まっています。その成果として2016年には差別解消3法と言われる個別の人権課題に対する法律が制定・施行されました。しかし、現在の人権教育・啓発の取り組みでは到底不十分であることは、その後も続く差別事件を見ると明らかです。「同和对策審議会答申」以降さまざまな人権に関わる条例や法律が成立・施行されましたが、その多くで人権課題は「国民的課題」であり、解決は「行政の責務」であるとされています。

誰も排除されず、誰にも居場所や役割があり、住民一人ひとりが自らの存在と人権が守られ生きがいを実感できる豊かな生活を創り出すことがあらゆる場面で求められています。「すべての人が差別をなくす当事者としてまちづくりに参画する」「人や社会とのつながりを実感できる『居場所』があり、『なかま』がいる」など、「人権のまち」の具体像をイメージして取り組むことが大切です。

県人教でも研究大会等を通して、行政、教育、運動団体、企業、宗教、NPOなど多様な立場の人たちが協働する実践を県内各地域から集め、「子どもの育ちを保障する人権のまちづくり」の実践を交流してきました。これからも「自分自身は地域の人権課題に対してどのような立ち位置にいるのか」と自らを問い、常に反差別の視点、人権を侵害されている人びとの視点に立つことの確かさを共有しましょう。

## 5

### わたしたちがめざすまちづくりとは

「自分が他者から必要とされている」という実感が人にとって何よりの力になります。その実感すべての人々が持てるように、私たちは教室や学校だけにとどまらず、社会教育分野にまでフィールドを拡げていきました。「人権のまちづくり」は、「被差別の当事者にとって住みやすいまちは、すべての人にとって住みやすいまちである」と明らかにしてきました。

その「人権のまちづくり」の具現化には、各地域に「つながり（ネットワーク）」と「役割分担と協働（チームワーク）」をつくる必要があります。さまざまな立場の人々が同じ時間と場所の中で自分たちの社会やくらしを見つめる学びを通して課題を共有し、自己実現をしていく営みが求められています。地域で生活するすべての人が「居場所」と「出番」、「役割」があつて、「なかま」がいる、わたしたちがめざしてきた「人権のまちづくり」です。

さらに、「社会的包摂（社会につつまこむ）機能」を高めていく様々な地域での活動を、「部落差別をはじめあらゆる差別を解決しようとする子どもたちの育ち」につなげていく営みが、「子どもの育ちを保障する」「人権のまちづくり」で行っていく研究活動です。

SDGsが掲げる「誰も置き去りにしない」世界の実現のために、平和で持続可能な「人権のまちづくり」に挑戦していく地域住民を増やしていく。自分の故郷の差別は自分の故郷でなくす。故郷の差別による矛盾を小さくしていく。そんな営みを熊本のすべてのまちに実現することをめざします。